

最高裁秘書第5034号

平成30年12月3日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

諮問番号 平成30年度（最情）諮問第64号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

平成30年11月28日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

11月28日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件対象文書が本当に存在しないかが不明である旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

下級裁判所事務局の共済組合係に初めて勤務する職員に対し、その職務内容を説明するときに使用している文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、10月24日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

下級裁判所事務局の共済組合係に初めて勤務する職員に対し、その職務内容を説明する立場にあるのは、それぞれの下級裁判所であり、最高裁判所では、

本件開示申出に係る文書を作成していない。

また、最高裁判所は、共済組合係に係る職務内容について、下級裁判所においてどのような説明を行っているかの報告を下級裁判所に求めていないため、最高裁判所は、本件開示申出に係る文書を取得していない。

よって、原判断は相当である。